

平成29年度第1回国民健康保険運営協議会 議事概要

日時：平成29年10月12日(木) 14:00～17:00

場所：和歌山県民文化会館 403会議室

出席委員 11名

【被保険者代表委員】

森川委員、林委員、高垣委員

【保険医又は保険薬剤師代表委員】

木下委員、中西委員、江口委員

【公益代表委員】

波床委員、片山委員、水城委員

【被用者保険等保険者代表】

宮本委員、上野委員

【議事概要】

○会長等選出について

- ・波床委員が会長に選出された。
- ・片山委員が会長代理に指名された

○運営要綱及び傍聴要領について

- ・資料1-3、1-4に基づき事務局から説明。
- ・資料1-4（傍聴要領）の第1条中「第5条第2項」を「第3条第2項」に誤記修正の上、承認された。

○議事（1）国保制度改革の概要について

- ・資料2に基づき、事務局より説明。

○議事（2）和歌山県国民健康保険運営方針（素案）について

- ・資料3-1～3-5に基づき、事務局より説明。

○議事（3）納付金算定について

- ・資料4に基づき、事務局より説明。

【主な意見・質疑等】

（「→」内容は事務局からの質疑等に対する回答）

○議事（2）和歌山県国民健康保険運営方針（素案）について

- ・県と市町村の国保の関係はどう考えればよいか。また、県の指導力、権限等はどのよ

うに考えればよいか。

→基本的に役割分担の関係で、県は市町村に対して納付金を納めるようお願いし、かかった医療費は市町村に払うという役割。市町村は今まで通り保険料を決定・賦課・徴収を行う。

県と市町村の関係では、方向性を示してリーダーシップを執っていく立場になると考える。

・決算補填等目的の一般会計繰入について、県は強い指導力を発揮すべき。

・健診について、被用者保険と国保とで連携して実施できるようにお願いしたい。

・医療費適正化について、被用者保険、国保、後期高齢者と連携して実施していかなければならないと考える。

・答申はどのレベルまで具体性をもったものにすればよいか？

→素案に対して表現を変えることができるか、検討したい。

・決算補填等目的の法定外繰入について、解消すべしと強く提言できるのか？

・決算補填等目的の法定外繰入について、県の方針として緩やかに解消し、市町村の判断に委ねるといっているので結構だと思うがどうか？

→法定外繰入については、方針の中で市町村毎に赤字解消計画を策定するよう記すので、それを策定し、それに則って解消していくようにしてもらおうように考えている。

・資料2のP13で必須項目と任意項目があるが、任意項目は記載しなくていいものか？

→任意項目ではあるが、運営方針に記載した時点で実施しなければならない。

・医療費適正化に関して、市町村の役割としてきめ細かい保健事業を実施するが、県はどこまで指導するか、また答申としてどうまとめるか？

→県の医療費適正化計画では、国民健康保険に期待する役割もあり、それと整合性を取る形で健診受診率や糖尿病予防等に取り組んでいく。

・ジェネリック薬品の利用率は低いのか？

→和歌山は全国的に下位だが、特に高い都道府県を除けば、他の差は比較的小さい状況。

なぜ低いかという要因は多々あり、新しもの好きであったり、医薬分業が遅れていて小さな診療所ではジェネリックの在庫が多く持てずに種類が少ないという話も聞いている。患者さんが今まで（先発薬）の方がいいという方も和歌山では多いという県民性も

あるのではないか。

・保険料を10年後に統一した際、市町村で足りない部分を賄っていい（決算補填目的の法定外一般会計繰入）姿を目指しているのか？

→県内においては、どこに住んでいても同じ医療サービスを受けられ、保険料も同じ所得であれば一緒になる、というのが目指すところ。

但し、今の仕組みでは全く一緒にすると医療費を下げる努力や徴収率を上げる努力等がおざなりになってしまうので、そこは微妙に残していかざるを得ない。

・国民皆保険の全保険者が責任を明確化するのが国の方針だと思うが、市町村単位という小さな単位で実施するのに限界が来ているので、県が出てきたと考える。その中では、将来の展望として県が責任を持つつもりという方向性が分かれば、方針として十分と思う。

ただその中で、内容をどうしていくかを今後も定期的な会議でやっていき、県が指導性を持って頂きたい。

・今後、パブリックコメントを行った上で、更に議論していくこととしたい。

○議事（3）納付金算定について

・納付金算定について、難しい処理が必要なところはあるのか？

→前期高齢者交付金が都道府県単位化することにより、前期高齢者の多い市町村についてこれまで手厚くされていた交付金が、全年齢で調整されることになるが、影響が調整しきれず交付金が減少するという市町村があり、意見を頂いているところで、調整を行っている。

また、1市町村において、激変緩和期間では一定割合で解消の見込みがたっていないが、国の資料でも6年以降も県独自で緩和期間を延ばしたものが示されている。

・激変緩和の期間の6年間を伸ばすことも検討が必要ということか？

→その通り。